

「口利き等に関する調査及び再発防止策についての提言に関する報告書」の概要

平成29年10月31日（火）

口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る第三者委員会

1 審議の状況等について（報告書 第1～第4）

口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る第三者委員会（以下「当委員会」という。）では、前教育長が平成29年1月22日に県教育委員会に提出した文書をはじめ、県教育委員会の調査結果、県議会文教厚生委員会記録、その他本件に関連する資料の提供を受け、これを精査した。さらに、当事者である前副知事や前教育長、現教育長や当時の教育委員会委員、教育庁幹部やその他職員らに対して直接の聞き取り調査や文書による回答等の協力を求めた結果、多くの関係者から直接聞き取りを行い、さらには文書による回答を得ることができた。

2 調査の結果について（報告書 第5）

(1) 人事への関与について

ア 前副知事は、前教育長に対し、当時小学校校長であったDを教育庁義務教育課長等へ、さらに八重山地区内の学校長を八重山教育事務所長へ推薦する意見があると伝えたことを認めている。

教育長は、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどり、教育庁幹部の人事案を作成するなど重要な役割を担い影響力をもつ。一方、副知事は、教育委員会その他の執行機関との総合調整権限を有する知事を補佐する地位にあり、かような副知事が、教育長に対して特定の者を特定の役職等に就かせるよう具体的に伝えることは、教育長が行う人事案の策定に不当な影響を及ぼす可能性は否定できない。

このような観点から、前副知事から前教育長への教育庁幹部人事に関する不当な関与があったと認められる。

イ また前副知事が、当時教育庁の幹部であったCを教育指導統括監等に就任させるよう要請したことについても、当時の教育委員への確認等から要請があったと認められ、同様に不当な関与であったといえる。

(2) 採用試験等への口利きについて

ア 前副知事は、教員採用試験が不正の不可能なシステムであると知っていたので教員採用試験に関する口利きをするはずがないと否定しているが、システムに携わる者が適正に運用しない場合不正が行われる可能性がないとは言えない（但し、これまでシステムの適正な運用が徹底されてきており不正などの問題は発生していない。）。

イ 前副知事は、前教育長がその場で拒否せず持ち帰って検討したり証拠であるメモを破棄した点等が不自然であると主張するが、本件に直接利害関係のない当時の教育庁幹部やその他職員らが前教育長から前副知事による口利きの相談等を受けたことを認めている。

ウ 前副知事は、前教育長が前副知事を陥れる等の意図で虚偽の事実を述べていると主張するが、本件疑惑が報道される1年半ほど前から前教育長が計画的に虚偽の報告を教育庁幹部等に行っていたとは考えられない。

エ また、現教育長も、前副知事からメモを見せられるなどして「何とかならないか」と言われたことを認めている。現教育長は、前副知事在任中に現知事が議会の同意を得て任命したものであるうえ、前副知事と裁判上の対立当事者ではなく中立的な立場にある。このような立場にある現教育長が、前教育長と同様に告訴や損害賠償請求訴訟を提起されるリスクのあるなかで、敢えて当委員会でも上記事実を認めていることからすると、その供述の信用性は高い。

オ これらを総合的に判断すると、前副知事による教員採用試験への口利きが存在した可能性が高い。

3 対策の提言について（報告書 第6）

以上の調査結果を踏まえ、沖縄県における制度等の現状及び他の自治体における取り組み等を調査・検討した結果、当委員会として次のとおり対策を提言する。

(1) 沖縄県職員倫理規程の徹底（改定）

本件のような特別職による不正な口利き等も含め不祥事を防止するためには、職員の行動指針たる倫理規程を改定し、徹底を図るべきである。

ア 目的を利害関係業者等との不公正な接触に限定せず、県行政内部における職務の公正を害するような場合も含め広くとらえること。

イ 対象者は、職員のみならず知事や副知事等の「特別職」も対象とし、特に特別職の高い倫理観の保持と一部の私的利益の追求の禁止を強く示すこと。

ウ 禁止行為は、現行の外部業者との接触にとどめず、法令等違反行為や職務上の義務違反行為、その他職務の不信を招く行為等に広げること。

エ 新しい倫理規程は条例化し、コンプライアンス体制強化の理念を明確にすること。

(2) 働きかけを受けた職員らの対応（働きかけの記録化制度の制定）

行政に対する違法・不当な働きかけを抑制するためには、働きかけの内容を記録する制度の制定が必要である。

ア 働きかけの主体として、議員や首長等の外部の者に加え、内部の知事、副知事等を含め「一定の公職にある者等」と幅広くとらえること。

イ 対象分野として、入札・契約や許認可事務等に限定せず、どのような分野でも対象とすること。

ウ 記録すべき対象内容として、「違法・不当」な働きかけに限定せず全て記録すること（一部対象外も検討）。

エ 対応した職員のとるべき措置として、記録票を作成し上司等に報告・相談すること。

オ 職員の萎縮や躊躇を防ぎ制度の実効性を高めるため、行政内部ではなく外部の者へ相談できる第三者機関の設置等も検討すること。

カ 本制度は条例化し、コンプライアンス体制強化の理念を明確にすること。

以上